

令和7年12月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和7年12月19日（金）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時5分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 花田 忠雄 教育長
 - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
 - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
 - 笠原 陽子 委員
 - 佐藤 麻子 委員
 - 常陸 佐矢佳 委員

- 6 出席職員

教育局長	篠田 寛
県立高校改革担当局長	田熊 徹
副局長兼総務室長	田村 暢
教育参事監（働き方改革担当）	濱田 啓太郎
教育参事監（学校教育担当）	増田 年克
行政部長	高安 賢昌
支援部長	八矢 信宏
企画調整担当課長	鈴木 鎮夫
管理担当課長	高橋 慶吏
行政課長	飯田 馨
財務課長	渡邊 太郎
教職員企画課長	常山 敦司
特別支援教育課長	立花 裕治

- 7 提出議題 次葉のとおり

教育委員会 12 月定例会 会議日程

日時 令和 7 年 12 月 19 日（金） 9 時 30 分から
場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第 1

定教第 34 号議案	人事案件について
定教第 35 号議案	人事案件について
定教第 36 号議案	人事案件について
定教第 37 号議案	人事案件について

日程第 2

報第 13 号	知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 14 号	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 15 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 16 号	学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 17 号	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 18 号	任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 19 号	令和 7 年度 12 月補正予算案に対する意見の申出について
報第 20 号	令和 8 年第 1 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について

教育委員会12月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会12月定例会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。
本日の会議録署名委員ですが、常陸委員を指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

常陸委員 (了解)

教育長 本日の議題ですが、日程第1として「人事案件について」ほか3件の付議案件があります。
また、日程第2として「知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について」ほか7件の報告案件があります。
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第34号議案から定教第37号議案の各案件は、人事に関する案件、また、日程第2の報第20号は、知事に意見を申し出る案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入ります。
また、日程第2の報第14号から報第18号までの各案件は、それぞれ関連する案件ですので、続けて報告を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 でははじめに、進行の関係から日程第2の報第13号に入ります。

報第13号 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
説明者 高橋管理担当課長

管理担当課長 ファイル05「報第13号」をお開きください。「知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について」です。令和7年第3回県議会定例会に提案するにあたり、知事から教育委員会へ意見を求められましたが、急施を要したため、第一教育長職務代理者が事務を臨時に代理し、異存のない旨申し出ましたので、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により報告します。

8/8ページをご覧ください。「1 改正の趣旨」です。現在、教育長に支給する期末手当の支給割合は、国の指定職の期末・勤勉手当支給月数と同様に3.45月としていますが、今回、国の指定職が人事院勧告分0.05月の引き上げを行うことから、均衡を考慮し、本県においても3.50月とするものです。

「2 改正の内容等」「(1) 改正する規定」は、「教育長の給与等に関する条例」等となります。「(2) 改正の内容」です。令和7年12月及び令和8年度以降の期末手当の支給割合を表に記載のとおり改正するものです。

「3 施行期日等」です。令和7年12月の期末手当については、公布日より施行し、令和7年12月1日から適用され、令和8年度以降の期末手当については、令和8年4月1日より施行となります。なお、本案件は、教育長の期末手当の支給割合を改正する条例案であり、教育長の一身上に関する案件のため、地教行法の規定により、花田教育長は議事に参与することができないことになっております。一方、県議会第3回定例会に議案を提出するにあたり、知事から教育委員会へ意見を求められ、急施を要し、事務を臨時で代理する必要がありましたので、地教行法の規定により、第一教育長職務代理者の下城委員にその事務を行っていただき、今回報告するものです。また、本件は令和7年12月5日の県議会第3回定例会に提案され、昨日議決されました。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。
それでは、ご質問がなければ、報告は以上とします。
次に、報第14号から報第18号までの各案件に移ります。

報第14号 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第16号 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第17号 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第18号 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する

条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

説明者 常山教職員企画課長

教職員企画課長 ファイル06の報第14号～第18号「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について」、他4件です。報第14号から報第18号までは一連の案件ですので、まとめてご説明します。

それでは、2/181ページをご覧ください。1/181ページから2/181ページに記載の、報第14号から第18号までの改正条例案について、知事が県議会本会議に提案するにあたり、地教行法第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められました。議会の日程上、急施を要したため、教育長が事務委任規則により、事務を臨時代理し、異存のない旨申し出をしましたので、ご報告します。なお、本件については、令和7年第3回神奈川県議会定例会に12月5日付けで提案され、昨日議決されております。

資料の3/181ページから4/181ページが知事からの照会と回答、5/181ページ以降が今回の条例案となります。

改正の概要について、170/181ページをご覧ください。「1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要」は、教育委員会では、事務局の職員等に適用される条例の改正となっております。

175/181ページをご覧ください。「3 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要」です。この条例は、県立学校及び市町村立小中学校等の教職員に適用される条例です。「1」と「3」の二つの条例は、主な改正内容が重複しますので、こちらの学校職員の給与等に関する条例の概要でまとめてご説明します。「(1) 改正の趣旨」ですが、本年10月10日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について、所要の改正を行うものです。「(2) 改正の内容」ですが、「ア 令和7年度の改定」については、「(ア)」から次のページの「(オ)」に記載のとおり、給料月額や地域手当等の改定を行います。次に「イ 教員の処遇改善」ですが、これは本年6月の給特法の改正等を踏まえた所要の改正で、学校職員の給与等に関する条例のみの改正となります。「(ア)」から「(ウ)」に記載のとおり、教員特殊業務手当や義務教育等教員特別手当等の改定を行います。続いて、「ウ 令和8年度の改定」ですが、「(ア)」から「(エ)」に記載のとおり、人事委員会勧告等を踏まえた改定を行うほか、「(オ)」に記載のとおり、夜間学級で勤務する教育職員に対して新たに特殊勤務手当を支給することとします。「(3) 施行期日等」及び「(4) その他」については、資料記載のとおりです。

174/181ページをご覧ください。「2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要」です。「(1) 改正の趣旨」ですが、育児休暇等の対象となる子の範囲等に関し、所要の改正を行うものです。「(2) 改正の内容」ですが、「ア」に記載のとおり、育児休暇、子の看護等休暇等の対象となる子について、同性パートナーを含む事実婚の配偶者の子を含めることとします。また、「イ」に記載のとおり、子の看護等休暇の取得日数について、子が1人の場合は6日、2人の場合は12日、3人以上の場合は15日の範囲内で取

得可能とします。「(3) 施行期日」については、資料記載のとおりです。

179/181ページをご覧ください。「4 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の概要」です。「(1) 改正の趣旨」ですが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部改正を踏まえ、教職調整額を令和8年1月から段階的に引き上げるなど、所要の改正を行うものです。「(2) 改正の内容」ですが、「ア」に記載のとおり、教職調整額について、給料月額100分の4に相当する額から、100分の10に相当する額に段階的に引き上げます。また、「イ」のとおり、指導改善研修被認定者について、教職調整額を支給しないこととします。「(3) 施行期日及び経過措置」については、資料記載のとおりです。

180/181ページをご覧ください。「5 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要」ですが、教育委員会では、任期付研究員は在籍しておらず、任期付職員は該当する職員がおります。「(2) 改正の内容」に記載のとおり、それぞれ、給料月額及び期末・勤勉手当を人事委員会勧告を勘案して改定します。私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

下城委員 ご質問がありましたらお願いします。

佐藤委員 参考までに教えていただきたいのですが、今、民間でも人手不足で初任給をどんどん上げているところなのですか、この給料表で、大卒の事務職員と教員と、それぞれ地域手当と給特法も入れて、初任給はどれぐらいになるのでしょうか。

教職員企画課長 初任給で大卒の場合だと、事務職の場合は月額で13,613円上がりまして、教員の場合は18,795円なので、約5,000円教員の方が改定の幅が大きい状況になっています。

佐藤委員 結果として、最初の給料としていただく額は、額面でどれぐらいなのか。

教職員企画課長 手取りではないのですが、実際の総支給額としては、行政職が改定後だと267,300円で、教員が313,503円になります。

佐藤委員 分かりました。今、民間だと初任給30万円は当たり前みたいな状況になっている中、なかなか事務の方は少し厳しいかもしれないです。

教職員企画課長 そうですね。

佐藤委員 あともう一つ。定年の年齢が少しずつ上がっているけれども、現状、昔の60歳より先の号給の上がり方はどうなっているのですか。

教職員企画課長 基本的には60歳を過ぎると、定年前の暫定再任用職員ということで、60歳までにもらっていた7割相当額になりますので、こちらの60歳までの法が改定されるので、そちらに伴って同じ率で改定されます。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 夜間学級に勤務する教職員に対して、日額1,000円の夜間学級業務手当を支給すると、今回はなっているのですが、この日額1,000円の基準は何なのかというところを一点と、夜間学級で勤務する方々にこういう手当を支給する背景の二点を教えていただけますでしょうか。

教職員企画課長 夜間学級については、相模原市立大野南中学校の分校に勤務されている職員で、基本的には学校設置者である相模原市で、まず、支給する、しないを判断している中で、当初は、相模原市は支給しないという整理をしております。一方で、相模原市からは、いろいろとこれまでの経過や要望を踏まえて、来年の令和8年4月から、相模原市としては夜間学級手当を支給したいという話がありましたので、相模原市が支給するのであれば、同じ時期に県としても支給をしないと、同じ学校で働いている職員で支給される人と支給されない人がいるのは少しバランスがよろしくないので、支給したいと思っています。

日額1,000円については、相模原市が1,000円ということなので、本県としても同額を支給したいと考えて、今回提案をしたところです。

笠原委員 続けてよろしいですか。他の都道府県にも夜間学級があるではないですか。その辺との比較をすると、この1,000円は相当額と捉えてもよいのでしょうか。

教職員企画課長 全国的に支給しているところと支給していない自治体があって、そういう意味では、今まで本県も支給はしていない方でしたので、支給する、しないということでは、支給する方で、全国に足並みを揃えられているのかと思っています。水準については分かりません。

笠原委員 また機会があったら教えていただきたいと思います。

夜間学級に関しては、ここ数年、かなり注目もされていますし、そこでの学びの重要性についても、それなりの評価もいただいているところだと思うのですが、相模原市のことなので、県がなかなか分からないかもしれないけれども、最初は支給をしない、それが支給をするとなった経緯を何か承知されているのであれば、教えていただきたい。

教職員企画課長 近隣校の県立神奈川総合産業高校に定時制などがあって、定通手当を支給されているというバランスや、相模原市の中でも、市議会の方や地元の方などの要望が結構強くて、支給しないと、もう耐えられない状況になってきたとは聞いていますけれども、それ以上の経緯は分かりません。

笠原委員 それぞれの学校種によって状況も違いますから、多分、一律に1,000円というのが妥当なのかどうかというのは、なかなか難しいところではあるとは思いますが

も、働いている業務内容や働き方に対しての適切な支給について、やはりどなたが聞いても理解していただけるようなものであることが、そこで働いている方々にとってみれば、とても大事なことかと思しますので、引き続き適切な対応をよろしく願います。

下城委員 他にいかがでしょうか。

常陸委員 97/181ページの育児休暇、子の看護等休暇の新旧対照表のところで伺いたいのですけれども、今回、同性のパートナーも対象としたということで、この経緯は何かありましたでしょうか。何かベースになっている判断はありましたか。

教職員企画課長 そういう意味では、今回の育児休暇と子の看護等休暇の対象範囲を拡大しましたけれども、他にも育児参加を制度化する仕組みとして、育児参加休暇がありますけれども、これは配偶者、妻の産前8週前から産後1年の中で5日間取れる休暇になりますけれども、こちらはもう既に同性パートナーを含む事実婚の方も取れる状況になっていました。一方で、育児休暇や子の看護等休暇は、法律上の実際の子しか取れないというのは、バランスを欠いていた部分もありますので、そこを合わせて、より育児支援というか、制度を拡充したいということで、今回の拡充をしております。

常陸委員 子の看護等休暇なのですけれども、今まで1年につき5日だったところが6日、2人の場合は12日、3人の場合は15日ということで、かなり休暇の取れる日数が拡大しているのですけれども、これは他の自治体に比べても、水準としては同レベルに合わせたという認識ですか。

教職員企画課長 そうです。3人以上で15日というのは、多分、全国的に見ても一番多いところです。子の看護等休暇は、今までは1人の場合は5日、2人以上は10日で、3人の区分はなかったのですけれども、やはり子どもが多い家庭では足りないという声が多くて、いろいろと整理をする中で、今回、3人以上であれば15日ということで、全国的にも一番水準の高いところで設定をしております。

下城委員 他はいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、他にご質問がないようでしたら、報告は以上とします。
次に、報第19号に移ります。

報第19号 令和7年度12月補正予算案に対する意見の申出について
説明者 渡邊財務課長

財務課長 ファイル07をお開きください。報第19号「令和7年度12月補正予算案に対する意見

の申出について」をご説明します。このことについて、地教行法第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められましたが、急施を要したため、教育長が事務を臨時に代理し、異存のない旨を申し出ましたので、報告するものです。

2/4ページと3/4ページは、知事からの照会文と、それに対する回答文となっておりますので、後ほどご覧ください。

4/4ページをご覧ください。「令和7年度12月補正予算案の概要」についてご説明します。「1 補正予算額」ですが、表の太枠の「補正額」欄の最下段に記載のとおり、12月補正予算として、88億200余万円を計上しております。

次に、「2 補正事業の内容」ですが、「令和7年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」を受けた給与改定に対応するほか、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正を踏まえた教職調整額の引上げなどに対応するため、給与費等の増額を行うものです。なお、資料に記載はありませんが、12月補正予算案については、12月5日に県議会に提案し、昨日可決されたところです。

私からの説明は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

佐藤委員 この報告とは直接関係しないのですが、国の補正で、部活動の地域展開の補正予算が89億円ついたということで、これに従って県の予算も、この後の補正はあるのでしょうか。

財務課長 補正予算で対応するか、当初予算で対応するかということも含めて、後ほど改めてご報告します。

下城委員 他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、質問がないようでしたら、以上とします。

それでは次に、報第20号に移ります。ただいまから非公開の会議に入ります。

会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局长、県立高校改革担当局长、副局长兼総務室長、教育参事監（働き方改革担当）、教育参事監（学校教育担当）、支援部長、企画調整担当課長、管理担当課長、特別支援教育課長を指定します。

（9時55分非公開の会議に入り、11時5分公開の会議に戻る）

教育長 以上をもちまして、日程は終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第34号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第35号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第36号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第37号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

日程第2

報第20号

- ・ 特別支援教育課長から報告の後、質疑を行った。